

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 蜂屋調整池外堤体変位観測業務 |
| 2 施 行 場 所 | 岐阜県美濃加茂市蜂屋町地内(蜂屋調整池)
岐阜県加茂郡八百津町上飯田地内(上飯田調整池) |
| 3 工 期 | 契約締結の翌日から令和6年3月15日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限り。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令和5年11月10日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原
TEL 0587-97-3710 FAX 0587-97-1482 |
| 5) 質 問 書 | 令和5年11月6日 12:00 まで
※質問の回答については、令和5年11月8日までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の書提出の期限は 令和5年11月10日 16:00 までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| | 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 |
| | 2) 受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 |
| | 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 |

蜂屋調整池外堤体変位観測業務

特記仕様書

令和5年11月

独立行政法人水資源機構

木曾川用水総合管理所

第1章 総則

第1節 適用

1-1 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める測量調査等業務共通仕様書(平成27年4月)(以下「共通仕様書」という。)に優先して「蜂屋調整池外堤体変位観測業務」(以下「本業務」という。)に適用する(但し、共通仕様書において定める契約書に関する事項は、本業務には適用しない)。なお、本業務は共通仕様書第1編第1章第1節第1項に示す「測量業務」とする。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

第2節 業務内容

2-1 業務場所

岐阜県美濃加茂市蜂屋町地内(蜂屋調整池)

岐阜県加茂郡八百津町上飯田地内(上飯田調整池)

2-2 業務概要

本業務は、蜂屋調整池及び上飯田調整池における堤体変位観測等を行い、測定結果及び経年変化を整理した報告書を作成するものである。

堤体変位量測量	1式
沈下量測量	1式
報告書作成	1式

第3節 履行期間

履行期間は、雨天、休日等を含み、契約締結の翌日から令和6年3月15日までとする。なお、休日等には、日曜日、祝日及び履行期間内の全土曜日、年末年始休暇を含んでいる。

第4節 業務数量

業務数量は、別添「数量総括表」のとおりである。

第5節 打合せ等

本業務で行う打合せは、次の区切りにおいて行うものとし、回数は2回以上とする。

打合せ場所は、岐阜県美濃加茂市森山町 4-9-20(木曾川用水総合管理所 美濃加茂管理所)とする。

- (1)業務着手時
- (2)成果物納入時

第6節 資料の貸与および返却

1. 本業務の貸与資料は、次のとおりである。
 - (1)蜂屋調整池外堤体変位観測業務 報告書(令和5年3月)
 - (2)その他、監督員が必要と認めた資料

2. 受注者は、本業務を実施するに当たり、上記 1. に定める以外の資料が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

第 7 節 成果品の提出

7-1 電子納品

電子納品する電子データのファイル形式は次表を標準とするが、次表のソフト以外を使用したい場合、業務途中における協議で交換する図面については、監督員と協議するものとする。なお、電子納品要領に準じる必要はないが、ウィルスチェックを必ず行い、問題がないことを確認したのち、提出するものとする。

項 目	ファイル形	備 考
ワープロソフト	docx 形式	Word2010 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
表計算ソフト	xlsx 形式	Excel2010 にて閲覧及び編集に支障の無いようデータを作成すること。
製図ソフト	dwg 及び SXF (p21)形式	dwg と SXF (p21)の 2 形式にてデータを作成する。
写真	jpeg 形式	1 枚当たりのファイル容量は約 600KB 以下とする。

7-2 成果品の提出

1. 受注者は、成果品の提出に当たっては、以下の内容を取りまとめるものとし、電子データにより提出するものとする。
変位量、沈下量、とりまとめ、作業写真、
トータルステーション・レベル検定写し、観測手簿等
2. 受注者は、次の成果品を提出するものとする。
 - (1) 電子媒体 (CD-R) 1 式 (2 部)

第 8 節 参考資料等の取扱い

設計図書配布時に提示する参考資料（又は参考図）は、適正、迅速な見積り、受注者の設計変更業務等の容易化に供するための資料として示すものであり、「設計図書」ではない。

第 9 節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 業務内容

第1節 業務概要

機構が管理する蜂屋調整池及び上飯田調整池における堤体変位量（X, Y 座標）・沈下量（h）の観測を行い、とりまとめ及び経年変化状況の整理を行うものである。

第2節 作業条件等

観測点は既存の鉾にて行うことから、踏査選点の必要はない。

現地に支障となる立木等はないため、伐採の必要はない。

堤体変位量測量及び沈下量測量ともに、成果検定の必要はない。

観測時の観測点の状況確認を行い写真を撮影する。

第3節 堤体変位量測量

下表に示す観測点をトータルステーション等にて座標値を測定し、水平変位量を整理する。測定は4級基準点測量とする。座標は任意座標であり、参考図に示す固定点（各調整池2点）を参照する。観測回数は蜂屋調整池・上飯田調整池ともに1回とする。

なお、蜂屋調整池測点No.2 及び上飯田調整池観測点No.7 は通常水没しており、観測対象としていない。

場所	内 容	点数	観測点	固定点(任意座標)
蜂屋調整池	水平変位量	9点	No.1, 3, 4, 5, 6,	左岸 K1(500, 500)
	4級基準点測量		7, 8, 9, 10	右岸 K2(765.122, 500)
上飯田調整池	水平変位量	6点	No.1, 2, 3, 4, 5, 6	左岸 固定点1(0, 0)
	4級基準点測量			右岸 固定点2(100.855, 0)

第4節 沈下量測量

下表に示す観測点の沈下量を測定する。測定は4級水準測量とする。水準点は参考図に示すBM47及びKBM（蜂屋調整池）、BM10及びKBM（上飯田調整池）とする。観測回数は、蜂屋調整池・上飯田調整池ともに1回とする。

場所	内 容	点数	観測点	備 考	水準点
蜂屋調整池	表面沈下量	13点	沈1～13	L=0.36km	BM47 EL. 139.314m(左岸上部)
	4級水準測量				KBM EL. 105.990m(左岸下部)
上飯田調整池	表面沈下量	5点	沈1～5	L=0.18km	BM10 EL. 126.448m(民家横)
	4級水準測量				KBM EL. 140.285m(余水吐構造物)

第5節 経年変化の整理等

観測した水平変位量、沈下量と前回整理(2023年2月)以降の貯水位・漏水量・降水量・地下水水位を過年度のデータに加えた、一覧表及びグラフを作成し、経年変化状況を取りまとめる。

－ 以 上 －

数量総括表

業務名 蜂屋調整池外堤体変位観測業務

木曾川用水総合管理所

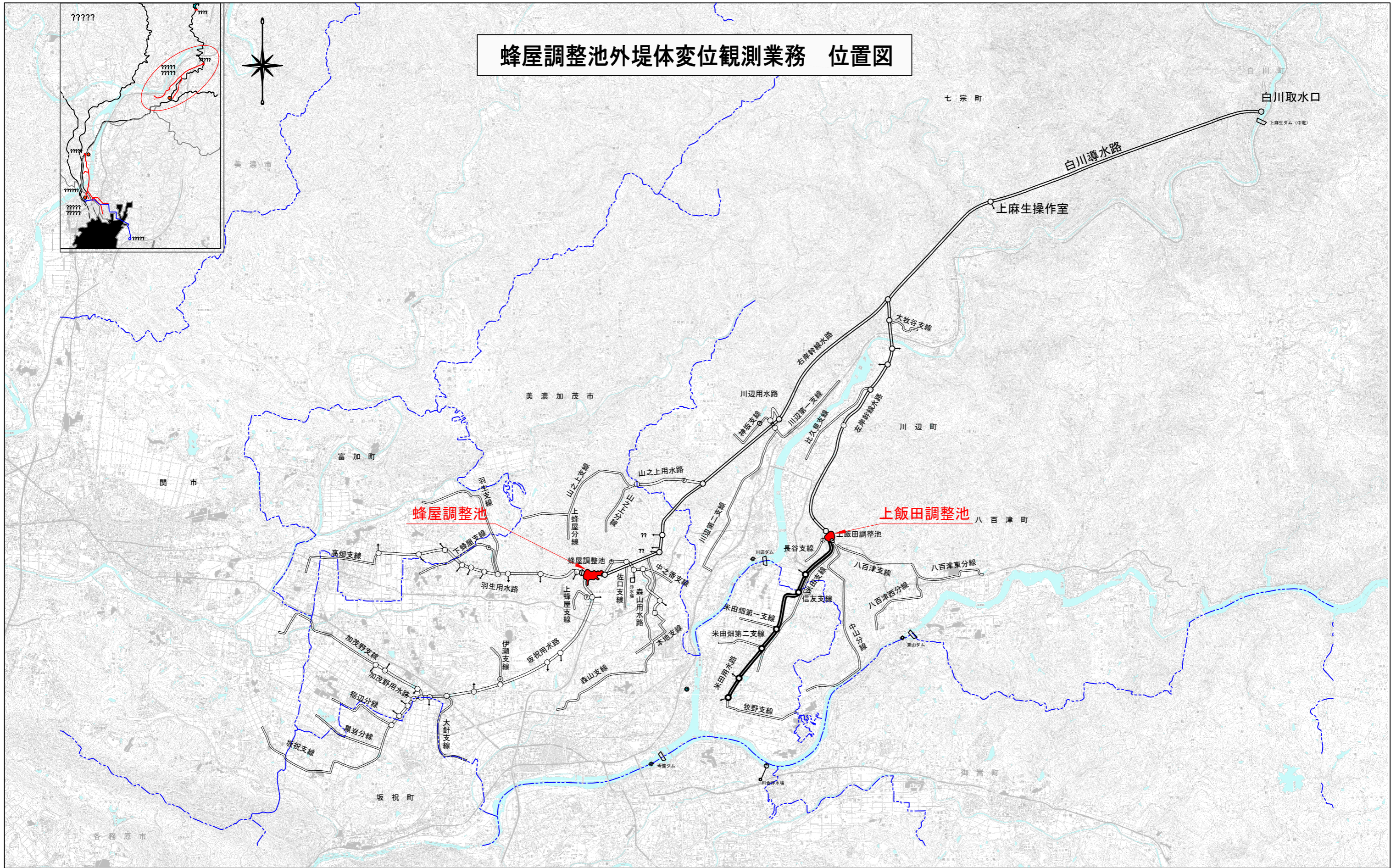
数量総括表

業務名	蜂屋調整池外堤体変位観測業務				業種項目	測量業務 基準点測量
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
基準点測量		式		1		
基準点測量		式		1		
4級基準点測量		式		1		
4級基準点測量	永久標識設置なし, 伐採含まない	点		15		作業計画, 観測, 計算整理
水準測量		式		1		
4級水準測量		式		1		
4級水準測量観測 (レベル等による)		km		0.54		作業計画, 観測, 計算整理
共通		式		1		
共通		式		1		
打合せ等		式		1		
打合せ		式		1		

数量総括表

業務名	蜂屋調整池外堤体変位観測業務				業種項目	測量業務直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費交通費		式		1		直接往復費(宿泊なし)
直接測量費		式		1		
間接測量費		式		1		
諸経費		式		1		
測量業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
測量業務費		式		1		

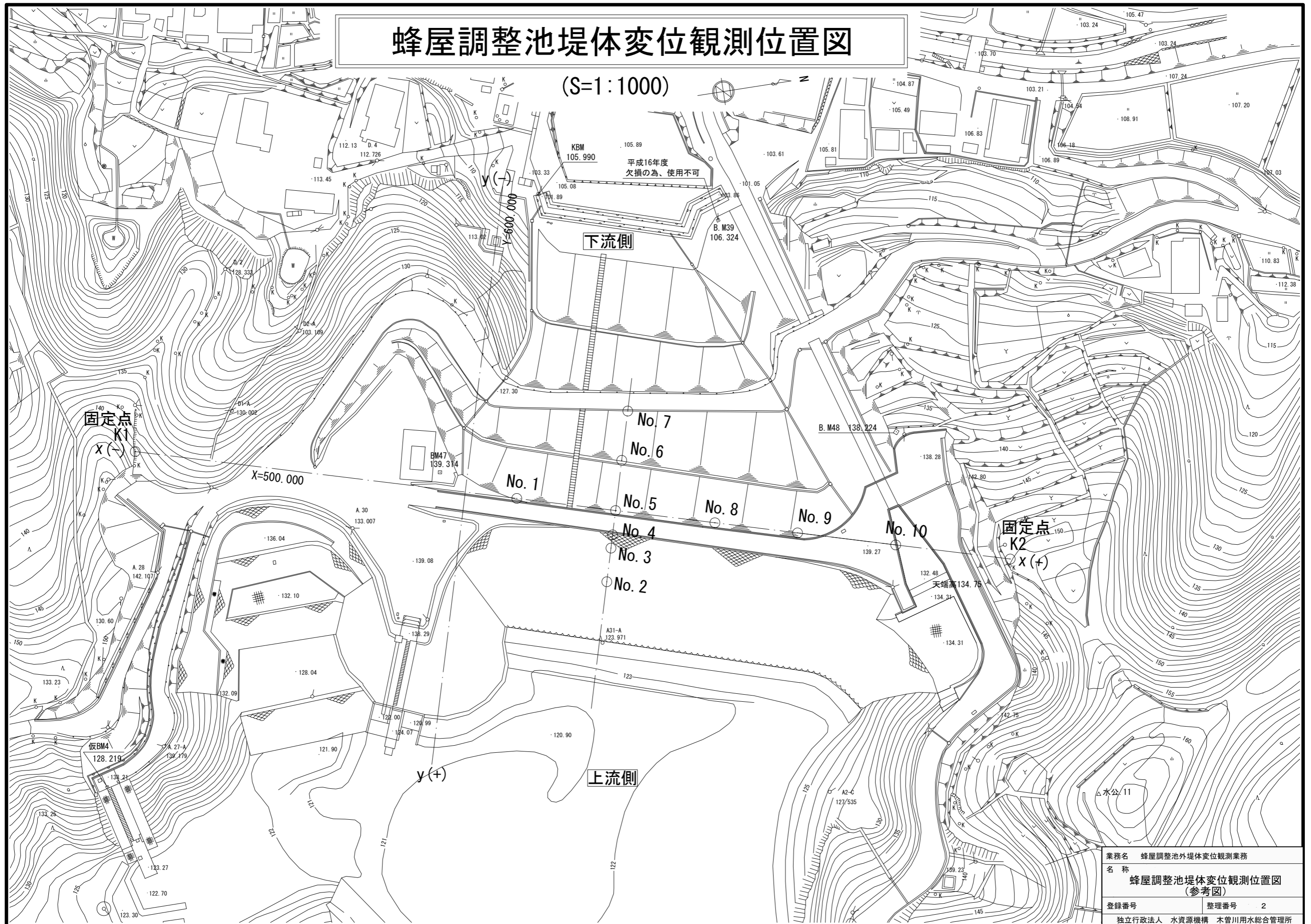
蜂屋調整池外堤体変位観測業務 位置図



業務名 蜂屋調整池外堤体変位観測業務	
名称 位置図 (参考図)	
登録番号	整理番号 1
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所	

蜂屋調整池堤体変位観測位置図

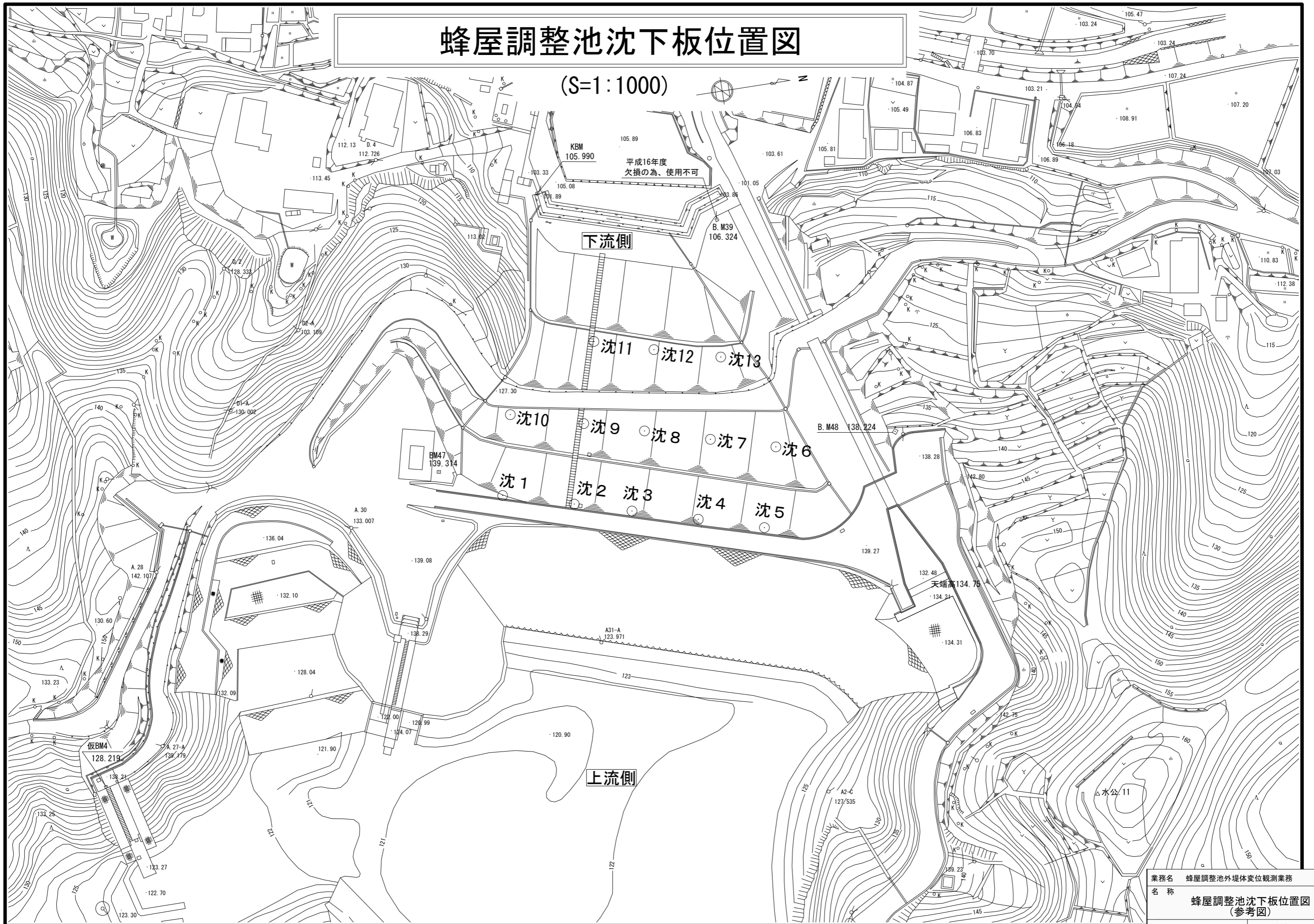
(S=1:1000)



業務名	蜂屋調整池外堤体変位観測業務
名称	蜂屋調整池堤体変位観測位置図 (参考図)
登録番号	整理番号 2
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所	

蜂屋調整池沈下板位置図

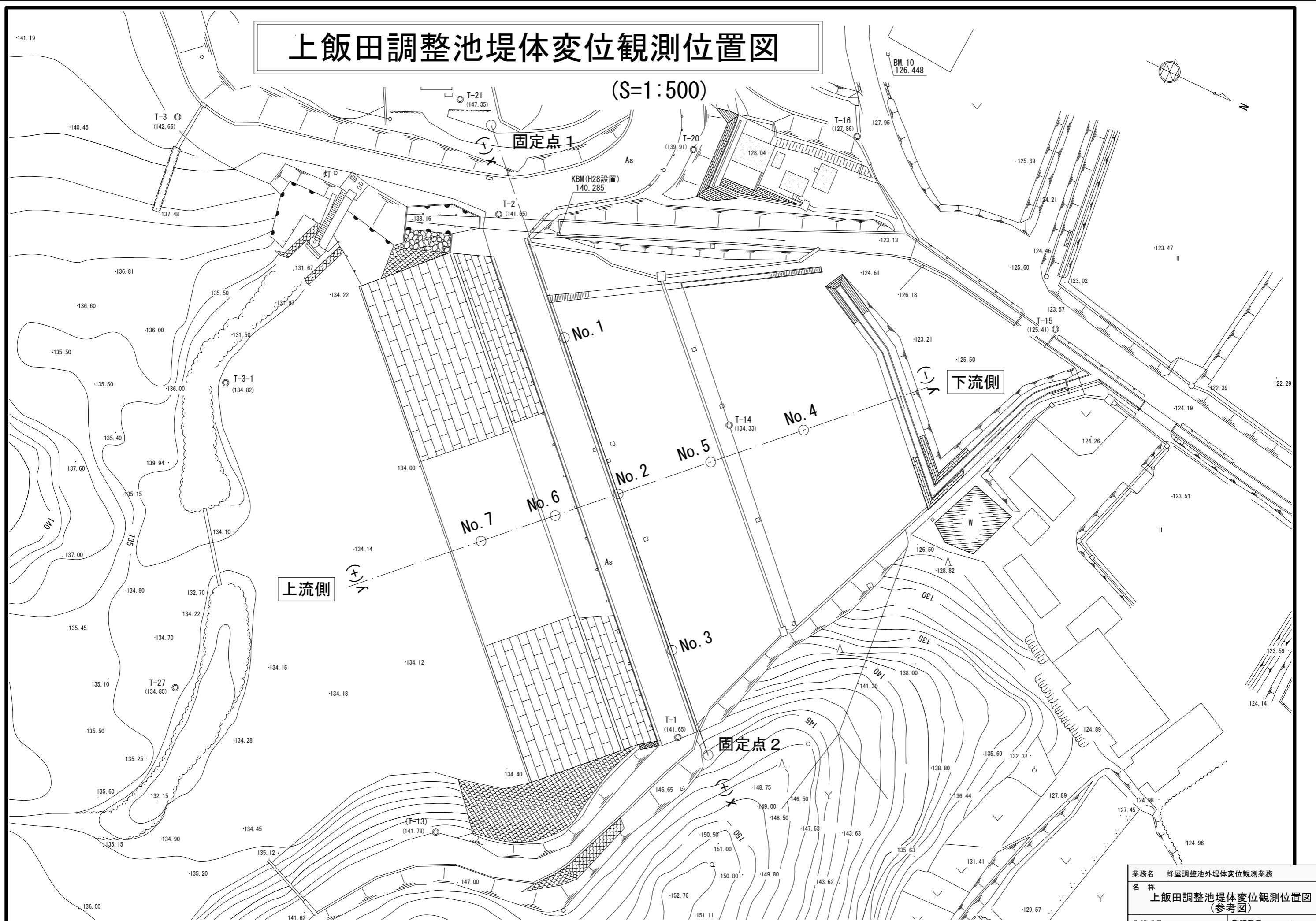
(S=1:1000)



業務名	蜂屋調整池外堤体変位観測業務		
名称	蜂屋調整池沈下板位置図 (参考図)		
登録番号	整理番号	3	
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所 整理番号			

上飯田調整池堤体変位観測位置図

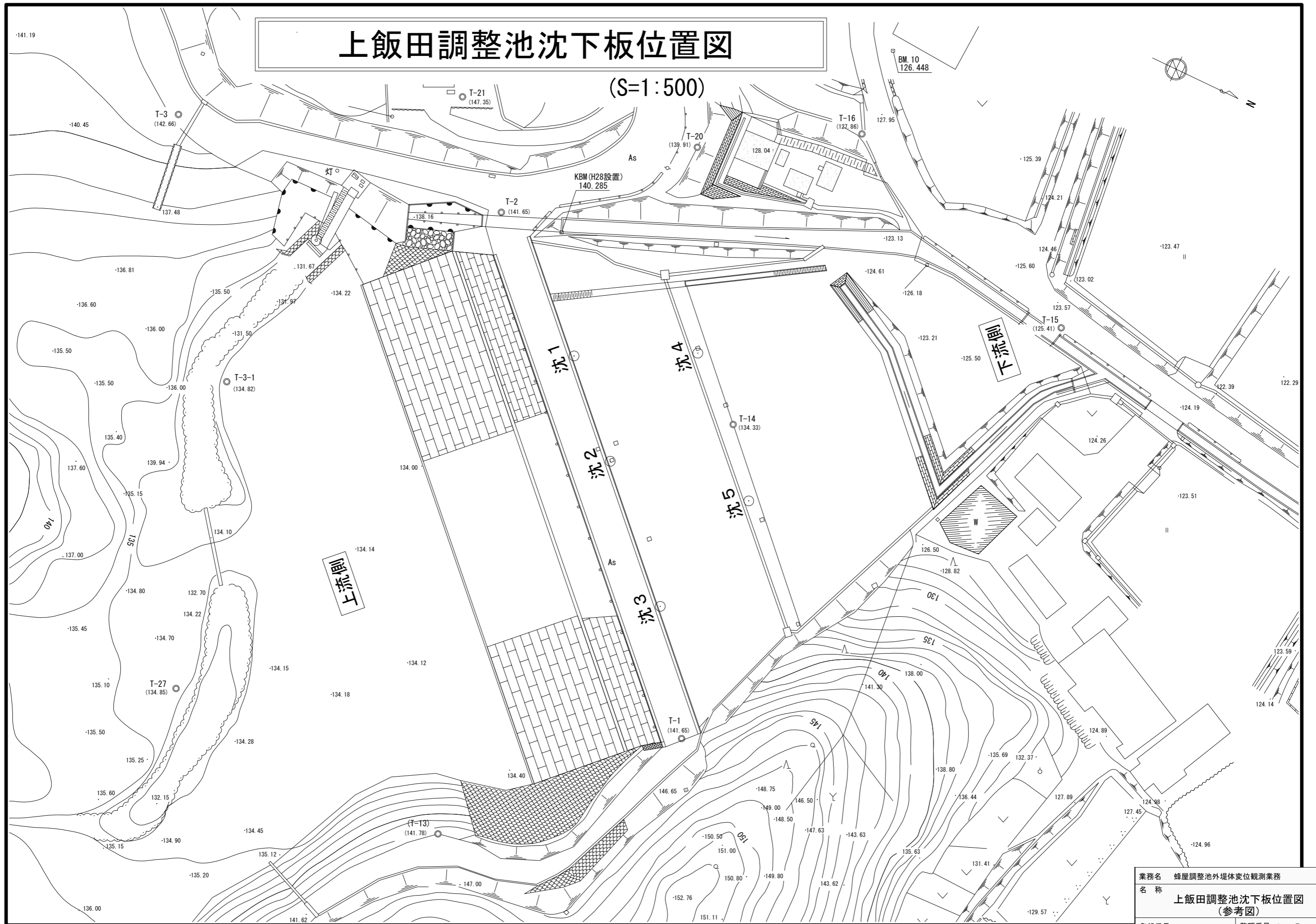
(S=1:500)



業務名 蜂屋調整池外堤体変位観測業務	
名称 上飯田調整池堤体変位観測位置図 (参考図)	
登録番号	整理番号 4
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所	

上飯田調整池沈下板位置図

(S=1:500)



業務名	蜂屋調整池外堤体変位観測業務	
名称	上飯田調整池沈下板位置図 (参考図)	
登録番号	整理番号	5
独立行政法人 水資源機構 木曾川用水総合管理所		

FAX送信先 0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曾川用水総合管理所 経理課 中原 あて

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曾川用水総合管理所長 本田 毅 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和5年11月2日に交付された(件名:蜂屋調整池外堤体変位観測業務)の
見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名:

担当者:

電話番号:

FAX番号:

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	①	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	②	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。